

○熊本県庁自衛消防隊設置要綱

(昭和四十二年十二月)

〔沿革〕平成九年九月二十四日改正

平成二十一年五月二十一日改正

平成二十三年五月二十七日改正

平成二十四年五月二日改正

平成二十五年四月十二日改正

平成二十六年五月十五日改正

平成三十年四月一日改正

令和二年四月一日改正

令和五年四月一日改正

令和六年四月一日改正

(設置)

第一条 熊本県庁舎等防火管理規程(昭和四十二年熊本県訓令甲第二十五号)第五条の規定に基づき、熊本県庁に熊本県庁自衛消防隊(以下、「消防隊」という。)を設置する。

(位置)

第二条 消防隊は本部を総務部財産経営課に置く。ただし、状況により本部を財産経営課におき難いときは、その都度これを示すものとする。

(出動時間)

第三条 消防隊の出動時間は、一般職員が勤務を要する日の始業時間から終業時間までの間とする。ただし、隊長が特に必要を認めて出動を命令したときはこの限りでない。

(組織)

第四条 消防隊は、県庁舎に勤務する職員等をもつて組織する。

第五条 消防隊の定員は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|--------|
| (1) 隊長 | 一人 |
| (2) 副隊長 | 一人 |
| (3) 本部主任 | 二人 |
| (4) 本部副主任 | 二人 |
| (5) 分隊長 | 三十七人 |
| (6) 副分隊長 | 三十七人以内 |
| (7) 本部員 | 若干人 |
| (8) 分隊員 | 若干人 |

第六条 隊長は総務私学局長、副隊長は財産経営課長、本部主任は財産経営課長及び消防保安課長、本部副主任は財産経営課で施設管理担当の課長補佐、主幹又は参事を命じられた職員及び消防保安課で消防担当の課長補佐、主幹又は参事を命じられた職員をもつて充てる。

第七条 分隊長及び副分隊長は別表一に定めるところによる。

2 本部員は本部主任の推薦、分隊員は分隊長の推薦に基づき隊長が定める。

第八条 隊長は、隊務を統理する。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、これを代理する。

第九条 本部主任は、隊長の命を受け本部を総括する。

2 本部副主任は、本部主任を補佐し、本部主任に事故があるときは、これを代理する。

(組織及び任務分担)

第十条 消防隊の組織及び任務分担については、別表一及び別表二に定める所による。

(伝達方法)

第十一条 火災若しくは非常事態が発生したときは、非常ベル又は庁内放送若しくは口頭により伝達するものとする。

(隊員の任務)

第十二条 隊員は、火災その他の非常事態の発生を知ったときは、本部又は現場に集合し隊長の指揮を受けて有効適切に消防活動を行わなければならない。ただし、状況により急を要する場合は、自己の判断に基づき緊急の措置を講ずるものとする。

(服装)

第十三条 隊員は、隊務に服する場合は、別記様式の腕章を左腕につけ活動に便利な服装をして出動しなければならない。

(訓練)

第十四条 消防隊の訓練は、必要に応じて実施する。

(雑則)

第十五条 この要綱に定めるもののほか消防隊について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和四十二年十二月八日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成九年九月二十四日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成二十一年五月二十一日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成二十三年五月二十七日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成二十四年五月二日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成二十五年四月十二日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成二十六年五月十五日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和二年四月一日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和二年四月一日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和五年四月一日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和六年四月一日から施行する。

別表 1

熊本県庁自衛消防隊分隊編成表

分 隊 名	所 管 階	分 隊 長	副 分 隊 長
本館第1分隊	本館1階・地下1階・地下2階	年度当初に決定するものとする	年度当初に決定するものとする
本館第2分隊	本館2階		
本館第3分隊	本館3階		
本館第4分隊	本館4階		
本館第5分隊	本館5階		
本館第6分隊	本館6階		
本館第7分隊	本館7階		
本館第8分隊	本館8階		
本館第9分隊	本館9階		
本館第10分隊	本館10階		
本館第11分隊	本館11階		
本館第12分隊	本館12階		
本館第13分隊	本館13階		
新館第1分隊	新館1階・地下1階	年度当初に決定するものとする	年度当初に決定するものとする
新館第2分隊	新館2階		
新館第3分隊	新館3階		
新館第4分隊	新館4階		
新館第5分隊	新館5階		
新館第6分隊	新館6階		
新館第7分隊	新館7階		
新館第8分隊	新館8階		
新館第9分隊	新館9階		
新館第10分隊	新館10階		
警察第1分隊	警察棟1階・地下1階	年度当初に決定するものとする	年度当初に決定するものとする
警察第2分隊	警察棟2階		
警察第3分隊	警察棟3階		
警察第4分隊	警察棟4階		
警察第5分隊	警察棟5階		
警察第6分隊	警察棟6階		
警察第7分隊	警察棟7階		
警察第8分隊	警察棟8階		
警察第9分隊	警察棟9階		
警察第10分隊	警察棟10階		
議会第1分隊	議会棟	年度当初に決定するものとする	年度当初に決定するものとする
防災第2分隊	防災センター地下1階・1階・2階・3階	年度当初に決定するものとする	年度当初に決定するものとする
防災第4分隊	防災センター4階		
防災第5分隊	防災センター5階・6階・7階		

別表 2

熊本県庁自衛消防隊組織及び任務表

